

シリーズ

土地改良のあしあと

三寺土地改良区(亀山市)



集団転作の状況

大区画の状況(1.6ha)

当土地改良区は、亀山市南部に位置し平地農業地域の2級河川の中ノ川上流部の流域で水田農業の水稻単作經營を主流とする地域である。

平均耕地面積は0.5ha程度の2種兼業農家が大多数を占め、資本装備も個別保有の小型機械が主で農地の分散錯圃と過剰投資や低生産性を抱えており、用排水については溜池及び溪流掛区域と中ノ川からの取水区域があり、特に中ノ川右岸地域においては、取水源を持たない溪流掛区域が慢性的な水不足で、そのほとんどが田越しかんがい区域で乾田化も図れない営農状況であった。そのため、平成12年9月18日に受益面積51ha、組合員86名で土地改良区を設立し、平成12年11月から県営ほ場整備事業(担い手型)に着手し、大規模区画整備に併せて用排水整備(パイプライン化)や農道網の整備により経営規模の拡大や合理化が進められ、作物・労働生産性の向上を図り、併せ維持管理の節減も行い、地域農業の向上に努めている。

また、事業開始に併せて専業農家が不在のため、営農組合(任意)を組織し、面整備が完了した地



取水源(ため池)と自動給水栓(右上)

区より順次稲作の農作業受託をし、更には集団麦作及び景観形成作物(コスモス)の作付けも行っている。そして平成20年3月に事業が完了したことから、今後集落営農を目指し、営農組合への利用集積を図るとともに、営農組合の法人化を進め、効率的な土地利用体制の確立を進めることとしております。



景観形成作物(コスモス田)



コスモス田の児童による写生の様子